トピックス

第15回コミュニケーションフォーラムについて

情報通信システム研究室研究官　　平野　純夫

はじめに

第15回コミュニケーションフォーラムは、平成11年11月18日㈭及び19日㈮の両日、横浜市みなとみらいのパシフィコ横浜において開催された。

コミュニケーションフォーラムは、1983年の「世界コミュニケーション年」を記念して、1984年に財団法人情報通信学会の主催により第１回が開催されて以来、毎年開催されており、国内外から多くの専門家の参加を得て、情報通信をめぐる様々な問題について議論を重ねてきている。第10回以降、郵政研究所も主催者に加わっている。

今回は、テーマを「メディアの融合：我が国の進むべき方向と課題」と題して、２日間にわたり、２つの基調講演と５つのセッションが実施されたが、400名を超える参加者を得て盛会のうちに終了した。

１　フォーラムの概要

近年、通信、放送、コンピュータ等のメディアの融合による影響が様々な場面に現れてきている。特にインターネットの普及により、パーソナルな通信メディアとマスメディアとの境界がなくなってきており、このことに伴う社会的、経済的あるいは文化的影響は想像以上のものがあると考えられる。

本フォーラムでは、このような状況に鑑み、メディアの融合がもたらす問題を５つの局面（①メディア産業自体の制度枠組の再検討、②メディア融合が広告を含めたパブリックリレーションにもたらす影響、③インターネットの教育導入に代表されるような教育に与える影響、④メディアの融合のなかで生まれた映像系ナローキャスティングの可能性、⑤インターネットと表現の自由）でとらえ、広範な議論の中からメディアの融合が日本の経済市場や社会制度に与える影響の方向性を明らかすることを意図したものである。

開催プログラムは以下のとおりである。

【１日目】

・開会あいさつ
　財団法人　情報通信学会会長　生田　正輝
　郵政省郵政研究所次長　清水　英雄

・基調講演１
　「インターネットテレビの明るい予測と暗い側面」
　Eli M. Noam（コロンビア大学・ビジネス・スクール教授）

・セッション１　メディアの融合とパブリック・リレーション
　コーディネーター
　　林　　光　（㈱博報堂生活総合研究所取締役主席研究員）
　パネリスト
　　橘川幸夫　（㈱デジタル・メディア研究所

代表取締役所長）
佐々木宏　（佐々木オフイス代表）
川上　毅　（環境庁企画調整局調査企画室室長補佐）
中馬　淳　（㈱博報堂研究開発局主任研究員）

・セッション２　エスニックメディアとしての融合メディア
コーディネーター
川崎賢一　（駒沢大学文学部教授）
パネリスト
陸　　楽　（㈱エー・アイ・ピー代表取締役社長）
白水繁彦　（武蔵大学社会学部教授）
村永Leonard卓也　（㈱インターナショナルプレスジャパン代表取締役社長）
関根政美　（慶應義塾大学メディアコミュニケーション研究所所長）
田村太郎　（多文化共生センター代表）

・セッション３　メディアの融合に伴い、教育環境はどう変わるか
コーディネーター
清原慶子　（東京工科大学メディア学部教授）
パネリスト
岡本　薫　（文部省生涯学習局学習情報課長）
岡田昌治　（エヌ・ティ・ティ・エムイー情報流通法務・ビジネスコンサルティング・グループ（ジェネラルカウンセル・米国ニューヨーク州弁護士））
大島克己　（東京都三鷹市教育委員会指導主事）
コメンテーター
美馬のゆり　（埼玉大学教養学部助教授）

【２日目】

・基調講演２　ヨーロッパにおけるメディアの融合の動向
Michael Latzer（オーストリア科学アカデミー組織改正と欧州統合研究部（ICE）副部長）

・セッション４　グローバル融合時代のメディア産業の再編と政策
コーディネーター
Michael　Latzer　（オーストリア科学アカデミー組織改正と欧州統合研究部（ICE）副部長）
パネリスト
Carla　Brooks　Johnston（ニューセンチュリー・ポリシー代表）
Remy Le Champion（パリ第２大学準教授（慶應義塾大学訪問研究員））
吉崎正弘　（郵政省放送行政局有線放送課長）
コメンテーター
中村　清　（早稲田大学商学部教授）

・セッション５　インターネットと表現の自由
コーディネーター
林紘一郎　（慶應義塾大学メディアコミュニケーション研究所教授）
パネリスト
Nadine Strossen　（ニューヨーク・ロー・スクール教授、ACLU会長）
青柳武彦　（国際大学グローコム教授・副所長）

鈴木秀美　（広島大学法学部助教授）
・閉会あいさつ　菅谷実フォーラム実行委員長
（慶應義塾大学メディアコミュニケーション研究所教授）

2　基調講演

基調講演の１は、コロンビア大学・ビジネス・スクール教授　エリ・ノーム（Eli M. Noam）氏により、「インターネットテレビの明るい予測と暗い側面」と題し、インターネットテレビの米国における現状、コンテンツの問題、経済性、政策的な課題等について講演が行われた。

講演の概要は以下のとおりである。

デジタル化により、電話網等の狭い帯域の回線での画像伝送が可能となったことにより、インターネットテレビが実現し、米国においてはその双方向性を利用したテレビショッピング等のサービスも始まっている。ただし、ビジネス上の問題点として、収入源が明確でないこと、コストがかなりかかることなどがある。

また、インターネットテレビがインターネットを通じて世界中で視聴可能となることに伴い、自国文化の保護との関係や、米国の優位性を更に高めることとなることなどの問題が発生するおそれがある。

消費者保護やプライバシー保護などの観点からの政府による規制が必要という意見もあるが、そもそもインターネットを規制するということ自体が不可能であるという考え方もある。しかし、政府は情報内容を規制するのではなく、ネットワークや事業者を規制することは可能である。我々は今後、新しいテレビの世代に向けて、コンテンツ、経済性、産業構造、政策等の新たなモデルを作っていく必要がある。

基調講演１は米国の立場から見たメディアの融合の姿であったが、基調講演２は、オーストリア科学アカデミー組織改正と欧州統合研究部（ICE）副部長のミハエル・ラッツアー（Michael Latzer）氏が、ヨーロッパからの立場で「ヨーロッパにおけるメディアの融合の動向」について講演を行った。

講演の概要は以下のとおりである。

ヨーロッパにおいても、通信分野の融合現象は、EUの通信政策の課題のトップに挙げられるくらい重要な問題となっており、通信・放送の規制緩和の問題以上に複雑な政策課題として認識されるようになってきている。

通信の融合によって生まれる「メディアマティックス（Mediamatics）」と呼ばれるような新たな社会的なコミュニケーションのシステムに関しては、国家の役割も変わらなくてはならない。ヨーロッパにおいては、通信の融合の第一段階として通信とコンピュータの融合による「テレマティクス（Telematics）」があり、これがヨーロッパの電気通信市場の完全な自由化をもたらした。「メディアマティックス」は融合の第二段階と言えるものであり、通信と放送の融合により、産業構造の変換をもたらすものである。

このことが政策に与える影響はどのようなものか、いくつかの事例が現れている。コンテンツに関しては、オーストリアにおいてインターネットの設備が警察に押収されたり、ドイツにおいては、ポルノを配信したプロバイダーが有罪判決を受けるなどの事例が出てきている。これらはコンテンツに責任を持つという意味でインターネットがメディアサービスと捉えられたものであるが、プロバイダーはインターネットを通信サービスとして見ており、通信内容には責任を有しないという立場である。

また、インターネットを音声の電話サービスと捉えるとユニバーサルサービスの義務を負うことになる。さらに、ウェブキャスティングを放送と

とらえるか、通信ととらえるかにより政府の規制も異なることとなり、旧来の規制と新しいコミュニケーションシステムとの不整合は、企業の事業計画における将来の見通しを困難にしており、企業活動にリスクを与えている。また、この「メディアマティックス」とこれを基盤としたデジタルエコノミーにおける企業活動の変化は、政府が従来のような政策手法を維持することを困難としており、世界的な情報経済に自らを適応させるよう政策を変えていく必要がある。

3　パネルディスカッション

3.1　セッション1：「メディアの融合とパブリックリレーション」

最初に各パネリストからの発表があり、デジタルメディア研究所の橘川氏は、情報発信の大衆化によって、本来、プライベートな立場である個人がパブリックな立場に変わるということを、現代の若者の「公私混同」（コンビニの前で座り込んでいる若者のようにパブリックな場所をプライベートな空間に変えてしまう。）とも関係付けながら話された。

次に、佐々木オフィス代表の佐々木氏は、米国の大統領選挙を取材した経験を踏まえ、多メディア時代のコミュニケーションに必要なのは、単なる一方的な「告知」ではなくメッセージの受け手に何らかの共感を与える「説得」ということであり、大統領選挙の際にも演説の中に、７～８秒の聴衆を説得できるキーワードを必ず入れることが常識となっているという例を話された。メッセージが依然として「告知」になっていないかどうか注意すべきという指摘があった。

環境庁の川上氏は、環境白書のマンガ版を出したり、ミュージカル化を行ったという経験から、白書のメディア展開について話された。役所の白書というお堅いイメージのあるものを様々なメディア（伝達手段）を利用することによって、いかに多くの人に読んでもらうかという観点からの工夫について話された。

最後に博報堂の中馬氏からは、企業の広告、PR活動の観点から、パーソナライズされたメッセージ発信や、広告と販売の融合、受け手からの反応をつぶさに取れるという特性によって生まれた新たな「コミュニティ」という場にいかに対応していくかが重要であると話された。

締めくくりとして博報堂の林氏から、このような情報戦略としてのパブリックリレーションに関して個人がどのように対応していくかは、今まさに各個人が突きつけられている課題であり、無自覚にメディアと接して流されていくことのないよう個人の自覚が求められているという指摘があった。

3.2　セッション2：エスニックメディアとしての融合メディア

エスニックメディアとは、少数者、特に言語的、人種的な少数者によるマイナーなメディアというような意味であり、本セッションにおいては、日本でブラジル人など向けの新聞の発行やCS放送を行っている、インターナショナルプレス代表の村永氏、NPOの多文化共生センター代表で、在日外国人への多言語での情報提供を行っている田村氏、世界初のアジア多言語（日本語・韓国語・中国語・英語）でのアジアコンテンツ発信プロジェクト（AIP＝アジア・インターネット・プラザ）を発展させ、株式会社エー・アイ・ピーを設立した陸楽（Le Ricky Lu）氏という実際にエスニックメディアの運営に携わっている方たちからの興味深い実態報告をもとに、エスニックメディアの特徴、今後の展望等について活発な議論がなされた。

その中で、エスニックメディアとは言っても、

インターネット等によって世界中がつながるようになり、少数者の情報発信力が高まってくると、必ずしもマイノリティ・メディアとは言えなくなること、現在の日本においては多言語による情報提供が必須のものとなっていることなどが話され、また、NPOが少数者のコミュニケーションに果たす役割を考えれば、NPO自体をエスニックメディアと捉えることができ、行政では住民の多言語に対応できず、NPOを活用している米国のサンフランシスコの例も紹介され、NPOの活用の重要性についての意見も出された。

さらに米国発の圧倒的な情報のパワーに対して、アジア型の「一人一人が喜びを感じながらじわじわと作っていく」草の根メディアにも見えないパワーがあるということも話された。

3.3　セッション3：メディアの融合に伴い、教育環境は、どう変わるか。

このセッションにおいては、教育現場に近い方として我が国で最初にインターネットを市内の全小中学校に導入した三鷹市教育委員会の大島氏、通信事業者として福岡市で学校教育情報ネットワーク構築に携わっているNTT–ME情報流通の岡田氏、政府における教育の情報化を担当している文部省の岡本氏がそれぞれの立場から報告を行い、これに基づいて議論が行われた。

このセッションにおいては、インターネットは非常に有効な教育の手段となり得るが、教師が楽になるための手段ではなく、教師にとっては負担が大きくなるという面もあることが指摘された。さらに、現在の教育用のハードやソフトは現場の実状をふまえていないことが問題であり、岡本氏はこれを、たとえて言えばオリンピックの自転車競技選手の感覚で、買い物や通勤用の自転車を設計しているようなものだと話された。

現在インターネットをすべての学校に導入することが国策として進められているが、日々行われている授業等について教師がどのような問題をかかえているかを把握した上で、コンピュータやインターネットがそのような問題にどのように対応できるかを具体的に考えていくことが必要であるということがこのセッションの締めくくりとして提示された。

3.4　セッション4：グローバル融合時代のメディア産業の再編と政策

このセッションにおいては、基調講演を行ったミハエル・ラッツアー氏がコーディネータとなり、パリ第2大学準教授のレミール・シャンピオン（Remy Le Champion）氏、ニューセンチュリー・ポリシー代表のカーラ・ブルックス・ジョンストン（Carla Brooks Johnston）氏及び郵政省の吉崎氏がパネリストという国際色豊かなセッションとなった。シャンピオン氏は、欧州の映像産業について、80年代は公共放送対商業放送の時代、90年代は多チャンネル化の時代、2000年代はインターネットの時代と位置付け、従来型の放送産業は、ソフトでは米国、ハードでは日本が先行する状況下で、急激なインターネットや電子商取引の進展とそれに伴う産業の再編の中で生き残れるかという課題について話された。

ジョンストン氏は、デジタル技術が巨大メディアであるインターネットを生じさせたが、これを誰がコントロールするのか、企業優先的なメディアに対して何らかの規制が必要であるという考えを示された。何をルール化するのか、誰がルールを標準化するのか、新しい時代には新しい政策が必要であるとの見解を示された。

吉崎氏は、従来のような規制はこの分野には適合しなくなってきており、これからの政策は、規制緩和の進展と公正有効競争の確保等「神の見えざる手」による予定調和を基本とする必要があり、

通信・放送の融合に伴い法的な仕組みを大胆に変えていく必要があるということを示された。

3.5　セッション5：インターネットと表現の自由

このセッションにおいては、米国の「通信品位法（CDA）」に対する違憲訴訟で勝訴したアメリカ市民連合（ACLU）会長のストローセン（Nadine Strossen）氏の興味深い報告があり、表現の自由を政府が規制することはできないとするストローセン氏に対し、国際大学グローコム教授の青柳氏は、マルチメディア情報が人間の意識に与える影響に関する考察をもとに、インターネットの危険性（個人に与える悪影響）は放送を越えるとの認識から、政府による何らかの規制が必要であるとの主張をされた。

広島大学の鈴木氏は、プロバイダーが自己の提供するコンテンツに責任を負うとされているドイツの例を紹介しながら、欧州を中心として、国家による法的な秩序形成よりも、各国ごとの自主規制機関の設立とそれら相互の協力態勢の確立が優先課題と考えられていることを示された。

表現の自由と規制の問題に関して会場も巻き込んだ熱心な議論が展開された。

4　全体を通じて

今回のフォーラムは、産業、教育、パブリックリレーション、エスニックメディア、表現の自由といった多彩なテーマを設定し、我が国の進むべき方向を指し示すという野心的な試みであったが、各セッションともに内容の濃い発表・議論が行われ、国際的な視点からメディアの融合の課題を提示することができたと思われる。この中で、メディアの融合は様々な分野に非常に幅広い影響を与えつつあることが明確にされた。

政府にも従来と異なった政策手法が求められており、各個人に関しても、参加者の言葉にあったように「情報化とはとにかくやたらに忙しく追いまくられることだ」ということのみで終わらないよう、情報化に適切に対処していく必要があるということがこのフォーラムを通じて強く感じられた。